

香川県報



第 90 号

平成 17 年

11月15日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

公 告
貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し

（経営支援課）

（土地改良課）

（ ）

土地改良事業の適否決定（二件）

土地改良事業の認可

公 告

香川県公告第六百三十号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したため、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

才 方

二 氏名

小川 浩起

三 主たる営業所の所在地

丸亀市七番丁六八番地四 岡崎ビル一階

四 登録番号

香川県知事（一）第〇〇五九六号

五 登録の取消し年月日

平成十七年十一月四日

香川県公告第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、小林地区土地改良事業一人施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）（小林地区））を行うことについて平成十七年十月二十五日適当と決定した。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年十一月二十二日から同年十二月十二日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月二十二日から同年十二月十二日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業鈴木一号地区	高松市産業部土地改良課
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業大春田地区	香川町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業西樋地区	〃

香川県公告第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）畑田地区）を行うことについて平成十七年十月二十七日認可した。

平成十七年十一月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年十一月十五日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています